

## 昭和五十六年総理府令第三十号

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六百六十七号）第十一条の二第五項、第六項及び第八項並びに第四十二条第一項並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十七条の二において準用する同令第十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令を次のように定める。

### （届出を要する放射性同位元素等）

**第一条** 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号。以下この条において「令」という。）第十七条の内閣府令で定める放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）は、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下次項において「規則」という。）第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等とする。

**第二条** 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六百六十七号。以下「法」という。）第十八条第五項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による放射性同位元素等の運搬の届出をしようとする者は、別記様式第一の届出書二通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

**第三条** 前項の届出に係る運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、当該放射性同位元素等の出発地を管轄する公安委員会（以下「出発地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する同項の届出書の提出は、出発地公安委員会を経由してしなければならない。

**第四条** 第一項の届出書の提出（届出書の記載事項の変更によるものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（急を要するやむを得ないと当該公安委員会が認めた場合には、その認めた日）までにしなければならない。

一 当該届出に係る運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合 当該運搬の開始日の一週間前の日

二 前号の場合以外の場合 当該運搬の開始日の二週間前の日

三 第一項の届出を受理した公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを当該届出をした者に交付するものとする。

**第五条** 法第十八条第六項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるもの（法第十八条第一項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬において生じたものに限る。）とする。

一 放射性同位元素等を積載した車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両に係る交通事故が発生すること。

二 放射性同位元素等を積載した車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両に係る交通事故が発生すること。

三 特定放射性同位元素の運搬が妨害されること。

四 放射性同位元素等の漏えいが生じること。

五 前各号に掲げるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあること。

**第六条** 法第四十二条第一項の規定により公安委員会が法第十八条第五項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する届出をした許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を含む。）又はこれらの者から運搬を委託された者に対し報告をさせることができる事項は、工場又は事業所の外における運搬の状況及び当該運搬に関し人の障害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況とする。

**附 则** この府令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

**附 则** （平成二年一二月二八日総理府令第六三号）

（施行期日）

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令第一条の規定及び第二条の規定による改正後の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令第一条の規定

九 前条第四項の規定により交付された届出書及び次項の規定により交付された指示書の携帶

十 放射性同位元素等の取扱いに関する知識及び経験を有する者の同行

十一 前各号に掲げるもののほか、運搬中の交通事故、放射性同位元素等の盗取等による放射線障害を防止するために必要な事項

十二 法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する法第十八条第六項の内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、特定放射性同位元素を防護するために必要な事項とする。

十三 法第十八条第六項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による指示は、前条第一項の届出を受理した公安委員会が別記様式第一の指示書を当該届出をした者に交付して行うものとする。

十四 前条第一項の届出を受理した公安委員会が別記様式第一の指示書を当該届出をした者に交付して行うものとする。

十五 前各号に掲げるもののほか、運搬中の交通事故、放射性同位元素等の盗取等による放射線障害を防止するために必要な事項

十六 法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する法第十八条第六項の内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、特定放射性同位元素を防護するために必要な事項とする。

十七 法第十八条第六項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による指示は、前条第一項の届出を受理した公安委員会が別記様式第一の指示書を当該届出をした者に交付して行うものとする。



(施行期日)

**第一条** この府令は、公布の日から施行する。

**第二条** (経過措置)

この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式第1 (第2条関係)

(第2条関係)

## 別記様式第1 (第2条関係)

※整理番号	
※受理年月日	

放射性同位元素等運搬届出書 年 月 日  
公安委員会 殿 許可届出使用者等の区分（注1）

住所 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

連絡担当者 電話番号

運搬日時	年	月	日	時	から
	年	月	日	時	まで
出発地（注2）					
到達地（注2）					
輸送物	種類及び個数				
	放射性同位元素等の名称 数量及び重量				
委託者又は受託者の氏名（法人にあつては、 その名称）及び住所（注3）					
運搬同行責任者氏名					
知識及び経験を有する 者を同行する場合は、 その氏名					
運搬経路（注4）					
駐車・停留場所並びに その予定期刻					
放射性同位元素等積載 車両及び運転者	自動車登録番号	最大積載量	積載重量及び 輸送物個数	運転者氏名	
積載方法（注5）					
確認等の有無（注6）	原子力規制委員会				
	国土交通大臣				
携行資器材の名称及び 個数					
運搬要領（注7）					
警察機関への連絡要領					
応急措置要領					
その他の（注8）					

注 1 許可業者、販売業者、届出者を含む。又はこれららの者から運搬を委託する。  
2 事業者としての登記を有する者と同一と見做す。  
3 本規制の適用範囲外の場合は、該規制の適用を受けることなく、運送手続書類の提出を要しない。  
4 本規制の適用範囲外の場合は、該規制の適用を受けることなく、運送手續書類の提出を要しない。  
5 本規制の適用範団外の場合は、該規制の適用を受けることなく、運送手續書類の提出を要しない。  
6 本規制の適用範団外の場合は、該規制の適用を受けることなく、運送手續書類の提出を要しない。  
7 本規制の適用範団外の場合は、該規制の適用を受けることなく、運送手續書類の提出を要しない。  
備考 8 本規制の適用範団外の場合は、該規制の適用を受けることなく、運送手續書類の提出を要しない。

別記様式第2（第3条関係）

### 別記様式第2（第3条関係）

放射性同位元素等運搬指示書

第 年 月 日

公安委員会 団

附記

整理番号	
届出年月日	
運搬予定年月日	

別記

指示事項	
------	--